

○大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会設置規則

令和5年6月27日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例（平成25年大阪狭山市条例第6号。）第3条の規定に基づき、大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 策定委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 別表に掲げる関係団体の代表者
- (3) 市民
- (4) 大阪狭山市社会教育委員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 前項第3号で掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から大阪狭山市公共施設再配置計画の策定が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後、最初に行われる策定委員会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

別表（第2条関係）

大阪狭山市自治会地区会連合会
社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会

大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会

委員名簿

※役 職	区 分	氏 名
委員長	(1)学識経験を有する者	辻 壽一
副委員長	(1)学識経験を有する者	清水 陽子
委員	(2)大阪狭山市自治会地区会連合会	山村 歳幸
委員	(2)大阪狭山市自治会地区会連合会	陸野 正義
委員	(2)社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会	津田 和宏
委員	(3)公募市民	大塚 典子
委員	(3)公募市民	古城 直子
委員	(4)大阪狭山市社会教育委員	菊屋 英一

※役職については、委員の互選により決定したものです。

大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会の会議の公開に関する方針

1 目的

平成19年4月1日施行の審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）の趣旨を踏まえ、大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会（以下「委員会」という。）の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることにより、市政の透明性の一層の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を推進することを目的とする。

2 会議の公開基準

委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開するものとする。ただし、会議が指針に規定する公開としない基準に該当する場合は、当該会議若しくは当該議題を公開しないことができる。

3 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、公開基準に基づき委員会の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 委員会は、当該会議若しくは当該議題を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 公開の方法

- (1) 委員会は、公開する会議について、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に定員の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 委員会は、会議に付する会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く。以下同じ。）を傍聴者に配布し、又は閲覧に供するものとする。

5 会議の運営

委員会は、傍聴要領に定めている傍聴に係る手続き及び遵守事項等により、会議の秩序維持に努め、会議を円滑に運営するものとする。

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開し、市民にその審議状況を明らかにすることにより、市政の透明性の一層の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を推進することを目的とする。

2 対象

この指針の対象とする審議会等は、市民、各団体代表、学識経験者等で構成され、法令、条例、要綱等で定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために市長その他の執行機関に設置された機関（市職員若しくは国又は他の地方公共団体の職員のみで構成するものを除く。以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等の規定により、会議が非公開とされる場合
- (2) 大阪狭山市情報公開条例（平成10年大阪狭山市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第6条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等をする場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあり、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、3の基準に基づき審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。ただし、新たに設置される審議会等については、当該審議会等を設置する執行機関が当該審議会等の設置の目的及び審議する内容等が3の基準に該当するかどうかを判断し、当該審議会等の最初の会議の公開又は非公開について決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とする決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

- (3) 審議会等の決定により公開とされた会議であっても、開催ごとの審議事項に3のただし書きに該当する事項が含まれる場合は、審議会等の長の判断により会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

5 公開の方法等

- (1) 審議会等は、公開する会議について、傍聴できる定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (3) 審議会等は、会議に付する会議資料(非公開情報が記録されている部分を除く。以下同じ。)を傍聴者に配布し、又は閲覧に供するものとする。
- (4) 審議会等の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

6 会議開催の周知

審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、おおむね会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を市のホームページへの掲載、市役所前の掲示板への掲示その他適当な方法により、一般に周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときその他やむを得ない場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

7 情報提供

審議会等は、公開した会議の会議録又は会議の結果について、会議資料と併せて情報公開コーナー及び当該審議会等の庶務を担当するグループ等において一般の閲覧に供することにより、公表に努めるものとする。

9 適用期日等

- (1) この指針は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に開催される審議会等

の会議について適用する。

- (2) この指針の施行の日（以下「施行日」という。）前において、審議会等の会議が会議の公開又は非公開の決定を行っていない場合は、施行日以後に行われる初回の審議会等の会議は、原則として非公開とし、当該会議において以後の会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。

大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会傍聴要領

1 目的

この要領は、策定委員会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、大阪狭山市公共施設再配置計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

但し、策定委員会が非公開と決定した議案の審議等については、傍聴できない。

2 傍聴定員

策定委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴の定員は、5名とする。

但し、必要に応じて変更することができる。

3 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴をしようとする者は、会議5分前までに会場受付で、傍聴者受付名簿に氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って入室すること。
- (2) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第受付を終了する。

4 傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他他人に危害を与える恐れのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びているもの
- (3) 旗、のぼり、プラカードの類を携帯している者
- (4) 前各号に掲げる者の他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れのある者

5 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (6) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(7) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

(8) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

6 傍聴者の退場

傍聴者が5の規定に違反した場合は、注意し、なおこれに従わない場合は、会長はこの傍聴者を退場させることができる。

7 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。